( 5 年 保 存 ) FNo.-05190203 崎務(人)第415号 平成20年8月29日

各 部 長

殿

各 所 属 長

長崎県警察本部長

自己啓発等休業制度の実施について(通達)

職員の自己啓発等休業に関する条例(平成20年長崎県条例第4号。以下「条例」 という。)が平成20年3月25日に公布され、平成20年4月1日から施行された。

これにより、大学等課程の履修を行う職員及び国際貢献活動に参加する職員の 自己啓発等休業制度が導入されることとなり、この運用については下記のとおり 実施するので通達する。

記

- 1 自己啓発等休業の対象
  - (1) 大学等課程の履修(条例第3条関係)
    - ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に規定する大学(当該大学に置かれる専攻科及び大学院を含む。)の課程の履修
    - イ 学校教育法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育 を行うものとして認められた課程の履修
    - ウ ア又はイに相当する外国の大学における課程の履修
    - エ 学校教育法第108条に規定する短期大学及び同法第124条に規定する専修学校の課程のうち、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認められる課程の履修
  - (2) 国際貢献活動(条例第4条関係)

独立行政法人国際協力機構(JICA)が独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)第13条第1項第3号に基づき自ら行う開発途上地域における奉仕活動(国内における訓練その他の準備行為を含む。)

青年海外協力隊、シニア海外ボランティア等が対象

- 2 自己啓発等休業の期間(条例第6条関係)
  - (1) 大学等課程の履修

2年(その修業年限が2年を超え、3年を超えないものに在学してその課程を履修する場合は3年)の範囲内

(2) 国際貢献活動

3年の範囲内

3 自己啓発等休業の承認基準(条例第2条関係)

職員から自己啓発等休業の申請があった場合、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると警察本部長(以下「本部長」という。)が認めるときに休業を承認する。

- 4 自己啓発等休業の承認手続
  - (1) 自己啓発等休業の承認を受けようとする職員は、別記様式の自己啓発等休業承認請求書により、所属長及び警務部警務課長を経由して本部長へ申請するものとする。
  - (2) 自己啓発等休業の承認又は期間の延長を申請する職員が属する所属の所属 長は、自己啓発等休業承認請求書の進達に当たり、当該自己啓発等休業に関 する公務の運営への支障及び当該職員の公務に関する能力の向上に資すると 認められるかについて意見を付すものとする。
- 5 自己啓発等休業をする職員の給与等(地方公務員法第26条の5関係)
  - (1) 給与

自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

(2) 職務復帰後における号給の調整(条例第10条関係)

職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められときは、当該自己啓発等休業の期間について、職員としての職務に特に有用であると認められるものは100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、昇給の場合に準じて号給を調整することができる。

(3) 退職手当の取扱い(条例第11条関係)

自己啓発等休業をした期間は、退職手当の期間算定の対象としない。ただし、自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められる場合については、2分の1を算定する。